

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）の一部改正により措置された生産森林組合の株式会社、合同会社および認可地縁団体への組織変更に係る事務を、生産森林組合の設立の認可等の事務と同様に、市町において処理することとするため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 71 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 生産森林組合の株式会社、合同会社および認可地縁団体への組織変更に係る事務を市町に移譲することとします。（別表関係）

(2) その他

ア この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に必要な経過措置を設けることとします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（特例条例）の一部改正について

総務部人事課

「森林組合法」の一部改正により追加された生産森林組合の組織変更に係る事務を、すでに移譲している設立・解散の認可等の事務と同様に、市町において処理することとするため、特例条例の一部を改正しようとするものです。

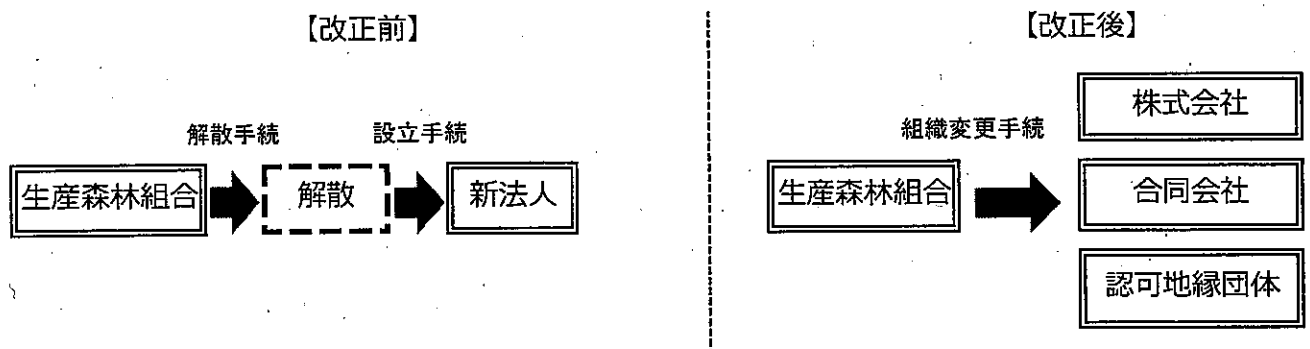
1. 現状

森林組合法：森林組合、生産森林組合などの森林所有者の協働組織について規定する法

- 法に規定された知事の権限に属する事務のうち、生産森林組合に係る設立、解散の認可等の事務については、地域に根付いた団体に関する事務を最も身近な市町で行うことで、事務処理の迅速化、効率化を図るため、平成21年度に全市町に権限移譲しているところです。

2. 森林組合法の一部改正(H29.4.1施行) について

生産森林組合が他の適切な法人形態に円滑に移行できるよう、株式会社、合同会社、認可地縁団体への組織変更の手続が新たに措置されました。



3. 特例条例改正の趣旨について

法改正による組織変更の認可にかかる事務（報告書の提出の要求、設立の認可、認可および不認可の通知、認可に関する証明）を、すでに権限を移譲している設立・解散等の事務と一元的に処理することで、申請者にとっての負担軽減を図ろうとするものです。

4. 対象市町

全市町（全市町承諾済み）

<市町への説明状況>

- ・ 市町担当者説明会（平成29年3月、4月、7月）
- ・ 生産森林組合へ今後の組織のあり方等についてのアンケート実施（8月～9月）
- ・ アンケート結果の市町へのフィードバック（9月）

5. 施行日

平成30年4月1日

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧		新	
第1条～第3条 省略 別表（第2条関係）		第1条～第3条 省略 別表（第2条関係）	
(1)～(56) 省略		(1)～(56) 省略	
(57) 森林組合法（昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（2以上の市町の区域にわたる区域を地区とする生産森林組合に係るものを除く。） ア～ハ 省略 （新設）	市町	(57) 森林組合法（昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（2以上の市町の区域にわたる区域を地区とする生産森林組合に係るものを除く。） ア～ハ 省略 ヒ 法第100条の8第2項において準用する法第78条第2項の規定による組織変更に関する報告書の提出の要求 フ 法第100条の8第2項において準用する法第79条（第2号に係る部分を除く。）の規定による組織変更の認可 ヘ 法第100条の8第2項において準用する法第80条第1項の規定による認可および不認可の通知 ホ 法第100条の8第2項において準用する法第80条第2項の規定による認可に関する証明 マ 法第100条の8第2項において準用する法第80条第5項において準用する同条第2項の規定による認可に関する証明	市町

- ミ 法第100条の18において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第78条第2項の規定による組織変更に関する報告書の提出の要求
- ム 法第100条の18において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第79条(第2号に係る部分を除く。)の規定による組織変更の認可
- メ 法第100条の18において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第80条第1項の規定による認可および不認可の通知
- モ 法第100条の18において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第80条第2項の規定による認可に関する証明
- ヤ 法第100条の18において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第80条第5項において準用する同条第2項の規定による認可に関する証明
- ユ 法第100条の22第2項の規定による市町の長の同意の取得
- ヨ 法第100条の22第3項の規定による認可をした旨の通知
- ラ 法第100条の24において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第78条第2項

<p>ヒ 次に掲げる事務（生産森林組合に係るものに限る。） （ア）～（カ） 省略</p>		<p>の規定による組織変更に関する報告書の提出の要求</p> <p>リ 法第100条の24において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第79条（第2号に係る部分を除く。）の規定による組織変更の認可</p> <p>ル 法第100条の24において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第80条第1項の規定による認可および不認可の通知</p> <p>レ 法第100条の24において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第80条第2項の規定による認可に関する証明</p> <p>ロ 法第100条の24において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第80条第5項において準用する同条第2項の規定による認可に関する証明</p> <p>ヲ 次に掲げる事務（生産森林組合に係るものに限る。） （ア）～（カ） 省略</p>	
(58)以下 省略		(58)以下 省略	